

各職員に転送または、配布をお願いします。

目次

[最新情報]

「講師等人材バンク検索システム」のデータを更新しました。
景観法

[募集します！]

e シンキング投稿募集

[政策研究の紹介]

平成 17 年度政策課題共同研究
「これからの行政経営を支える人材マネジメント・組織体系」
の研究がまもなくまとまります。

[私の選んだこの 1 冊]

政策形成の本質 - 現代自治体の政策形成能力

真山 達志 著 / 成文堂

[みてきたゾウ・つたえるゾウ！！]

平成 17 年度行政課題調査研究発表会（(財)神奈川県市町村振興協会主催）

[最新情報]

「講師等人材バンク検索システム」のデータを更新しました。

この度、当センターで運営する「講師等人材バンク（検索）システム」の情報
を更新しました。

このシステムは、研修講師やアドバイザーとしてふさわしい人材情報をデー
タベースとして整備するとともに、インターネットにより広域連合構成団体に
情報を配信し、県内自治体の研究及び研修を支援することを目的としています。
ぜひ、ご活用ください。

景観法

景観法は、良好な景観の形成について、国としての基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにした、景観保全の初の基本法制である。平成16年6月の制定に合わせて、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が制定され、「景観緑三法」と呼ばれている。公布以降暫時施行され、平成17年6月から全面施行となっている。

これまで、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念は未確立だったが、景観法の基本理念において、良好な景観は国民共通の資産であることが明文化されている。

景観法の公布以前から、500弱の市町村が自主的に景観に関する条例を定めていたが、それを支える法律の根拠がなく、条例に基づく届出勧告等のソフトな手法には限界があった。そのため、一定の強制力を行使できる法制度の整備により、自治体が行う景観づくりを支援する意味もある。

具体的には、「景観行政団体」が、良好な景観形成のための「景観計画」を作成し、規制を行うことになる。比較的広い地域に対して緩やかな規制を行う「景観計画区域」と、より積極的に良好な景観形成を誘導していく「景観地区」という制度により、地域の特性に応じた規制誘導手法が可能となっている。

「景観行政団体」は、指定都市、中核市であり、それ以外は都道府県が自動的になる。しかし、他の市町村も都道府県知事と協議し同意を得た場合は、景観行政団体になることができる。埼玉県では、5市が知事の同意を得ている。

景観法は新たな規制手法と見ることもできるが、単純にそう考えたのでは、これまでの都市計画法等との違いや活用法が分からないのではないだろうか。都市計画等では住民提案制度があるが、景観計画においても住民から計画の策定や変更を提案でき、さらに公聴会などによって住民の意見を反映していくことが定められている。

良好な景観形成のための制限を数値等で具体的に表現するのは困難であり、その表現はある程度文学的にならざるを得ないであろう。それを前提として、景観法を活用するには、明確な数値的規制による手法より、地域との対話により景観を創出していくという手法が求められているのではないだろうか。それは、まさに協働の視点による地域創造的行為である。(とほほ)

[募集します！]

e シンキング投稿募集

e シンキングでは、自発的研究グループ等の研究紹介、講演会等の案内・レポート、研究誌等の発行、政策関係の書籍レビューなど、政策情報に関する投稿をお待ちしています。

「これは、e シンキングの記事になるかな」ということがありましたら、自治人材開発センター - 政策研究部までお問い合わせください。

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

E-Mail: seisaku03@hitozukuri.or.jp

[政策研究の紹介]

平成17年度政策課題共同研究

「これからの行政経営を支える人材マネジメント・組織体系」の研究がまもなくまとまります。

平成17年度、自治人材開発センターでは3つの政策課題共同研究を実施していますが、そのうちのひとつ、「これからの行政経営を支える人材マネジメント・組織体系」は、県職員3名及び市町職員4名の7名のチームで研究を進めており、本日、最終の第16回研究会を開催します。

研究では、変革者（自分で考え自分で行動する職員）を育成するためには、目標を設定し、それを自らの力でクリアーすることで職務への達成感や意欲を高めることができる点に着目し、目標管理による人事評価制度が効果的であると考えました。

当研究会は、人事評価制度の導入や見直しを検討している自治体に対し、制度構築のきっかけとなるよう、具体的な制度を提言します。

まず、制度の全体像を、目標設定（PLAN）・業務執行（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）のマネジメントサイクルに従って示します。

次に、ある自治体の総務部収納課徴収係に在籍する入庁10年目の主任Aさんを検証モデルとして、目標管理による人事評価制度において、どのように目

標設定から評価の反映までを行うかを示します。

さらに、目標設定・評価・フィードバックについて具体的な説明を行います。

研究員は、忙しい本務をこなしながら、所属の理解をいただいで研究を進めており、来月、他の2テーマとともに研究成果をまとめた報告書を発行する予定で頑張っています。(江)

[私の選んだこの1冊]

政策形成の本質 - 現代自治体の政策形成能力

真山 達志 著 / 成文堂

サブタイトルどおり、この本は地方自治体職員のために書かれています。政策形成について興味を持っている方にはお勧めの一冊です。

地方自治体にとっての政策形成のあり方が丁寧に記述されています。著者は、「政策形成は地方分権の進展により必要になるものではなく、地方分権を進めるために必要なものである。」と主張しています。

そして、地方自治体における政策形成とは事業実施と密接に結びついているものであり、「政策形成能力」が政策部門の職員にのみ求められる特別なものではなく、全ての自治体職員がもってしかるべき能力であることを示唆してくれています。

また、政策形成過程での「問題発見」から「事業実施」にいたる各過程を、わかり易く解説しています。その中でも、「問題発見」等の問題の捉え方については重要なものとして丁寧に記されています。

最終章(「政策形成に必要な能力と人材養成」)では、政策形成には資質(政策形成に携わる自覚と住民ニーズに応えようとする意欲)があれば特別な能力が必要なわけではないとし、私たちに勇気付けてくれます。そして、従来からの古い職員像を手続的責任を過大に重視する「行政マン」、今後求められる職員像を手続的責任と社会問題解決にかかる内容的責任の双方を兼ね備えた「政策人」と定義しています。今後の行政の課題は「政策人」の養成であり、そのためには組織風土を変革し、職員一人ひとりに意識改革をもたらすことが必要だと述べられています。

当センターでも、政策形成基礎研修を実施していますが、そのねらいは参加者一人ひとりの意識改革にあります。この本から政策形成の意義をあらためて

教えてもらいました。(K)

[みてきたゾウ・つたえるゾウ！！]

平成 17 年度行政課題調査研究発表会 ((財)神奈川県市町村振興協会主催)
(2006 年 1 月 17 日 (火) 午後 2 時 ~ 4 時 30 分 神奈川県自治総合研究センター)

今回、私が参加してきた発表会は、当センターで実施している「政策課題共同研究」の神奈川県市町村バージョンです。

さて、平成 15 年 7 月に観光立国関係閣僚会議において、観光立国行動計画が決定されています。それにより自治体は、産業、文化、自然、歴史などの地域資源を活用し、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性に合った観光施策の創出、展開によるまちづくりへの取組が求められています。

そこで、(財)神奈川県市町村振興協会による今年度の行政課題調査研究は、平塚市をモデルに「地域資源を活用した観光施策によるまちづくり」をテーマとし、県内自治体から推薦を受けた研究員が、観光によるまちづくりのあり方について 1 年間研究を行いました。

研究会では、平塚市の観光の実態から、下記の 4 つのテーマを抽出し、各テーマに対して提言を行っています。

1 . 湘南ひらつか七夕まつり

【提言】

イベントの参加者と住民が共存するための改革案

- ・開催期間及び時間を短縮
- ・会場の分散化

市民が自立して運営するための改革案

- ・実行委員会の分業・分権化
- ・収益性のあるイベント開催

2 . 高麗山公園 (湘南平)

【提言】

最低限度の施設修繕

(アスレチック施設改修、案内板落書き除去、桜の木の剪定等)

花いっぱい公園

愛の鍵モニュメントとキャンドルナイト

アスレチックタワー公園

湘南平レストラン

3．産業観光

【提言】

平塚市が中心となって企画調整し、民間事業者や観光協会にも働きかけて、あくまでも民間旅行業者を主催者とする民間事業として成り立たせる。

4．平塚市観光協会

【提言】

官と民の役割分担を見直し、組織として3つの選択肢を提案。

解散

組織の自立

組織の強化

当日は、総勢11名の研究員が、発表、パソコン操作、質疑応答と役割分担し、プレゼンテーションを行いました。

また、その後、下記の3名から講評を受けました。

- ・平塚市長 大藏 律子 氏（モデル地区）
- ・総務省自治行政局自治政策課 課長 下河内 司 氏
- ・一橋大学大学院 法学研究科 教授 辻 琢也 氏（アドバイザー）

予定では4時30分終了のところ、5時まで延長するなど充実した発表会となりました。（天）

[編集後記]

先日、埼玉県から「知恵と汗によるマンパワー事業」の創設が発表された。事業予算はゼロでも、職員が知恵や汗を出し、つなぎ役となって成果を出そうという取組である。数ある事業の中で、目を引いたのが「埼玉ストリートミュージシャン支援事業」。“待ち組”という言葉が生まれるほど、何事にも挑戦しようとする若者が増えていると言われる時代に、夢のある事業として魅力を感じた。いまや全国区となった二人組のミュージシャン「サスケ」が、かつて大宮駅西口で路上ライブを行っていたように、休日に街を歩くと、どこからともなく若者の歌声が聴こえてくる、そんな音楽文化が埼玉に根付くことを期待したい。（ISO）

[e シンキング]

ご意見・掲載希望

[政策研究の紹介] [私の選んだこの1冊] のコーナーや、セミナー等の参加レポートを募集しています。是非下記まで、御連絡ください。

発行元

彩の国さいたま人づくり広域連合

自治人材開発センター 政策研究担当（石田、江森）

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2 - 24 - 1

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

WebPage: <http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/>

E-Mail: seisaku03@hitozukuri.or.jp